

# 訪問教育に関する実態調査（都道府県・政令指定都市教育委員会対象） についての調査結果報告

大崎 博史  
(教育研修・事業部)

**要旨**：「訪問教育に関する実態調査（都道府県・政令指定都市教育委員会対象）」は、都道府県、政令指定都市教育委員会を対象に、特別支援教育制度の下での各都道府県等における、訪問教育の現状と今日的課題をとらえることを目的とした調査である。調査結果からは、各都道府県等における様々な訪問教育に関連する規定等の存在が明らかになり、それぞれの地域の実情に応じた対応策が考え、工夫されている様子が見えてきた。一方で、訪問教育の概念や対象となる児童生徒、訪問教育の意義や役割等については、今後さらに整理・検討が必要であることが示唆された。例として、調査結果から、地域によって対象となる児童生徒や入学や就学を決定する機関、実際の授業に関する指導回数や指導時間、スクーリングのあり方等に違いがみられた。今後、障害等のある児童生徒の多様な学びの場の一つとして重要な役割を果たすと考えられる訪問教育について、さらに詳細に検討していく必要がある。

**見出し語**：訪問教育、都道府県等教育委員会、実態調査

## I. 問題と目的

昭和54（1979）年の養護学校義務制の実施とともに、訪問教育が養護学校の一教育形態としてスタートしはや33年が経過した。この間、様々な制約や困難な条件の下で、関係者による多大な努力がこの教育に注がれてきた。

近年の訪問教育に関連する動きとしては、平成9（1997）年度に高等部における訪問教育の試行的実施がなされ、平成12（2000）年度には、平成11（1999）年度からの盲・聾・養護学校学習指導要領改訂に伴い、高等部訪問教育の完全実施がなされたことがある。平成16年10月20日には、厚生労働省医政局長から文部科学省初等中等教育局長宛てに「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」が発出され、「一定の条件が満たされていれば、医師又は看護職員の資格を有しない教員によるたんの吸引等を盲・聾・養護学校全体に許容することはやむを得ない」という見解が示された。平成19（2007）年度には特別支援教育への転換が実施され、これに伴い、各地に複数の障害種に対応した特別支援学校が設置されている。

本調査は、近年の訪問教育を取り巻く環境が大き

く変化する中、特別支援教育制度の下での各都道府県等における訪問教育の現状と今日的課題をとらえることを目的とし、特別支援学校対象調査と教育委員会対象調査に分けて調査を実施した。

この教育委員会対象調査では、各都道府県等で実施されている訪問教育に関連する様々な規定等の存在の有無を確認するとともに、各都道府県等の規定内容について調査している。本稿では、各都道府県等の規定内容について紹介するとともに、そこからみえる訪問教育の現状と課題について概観し、考察することを目的としている。

## II. 実態調査について

### 1. 対象

対象は、都道府県ならびに政令指定都市教育委員会訪問教育担当指導主事であった。

### 2. 手続き

「訪問教育に関する実態調査（都道府県・政令指定都市教育委員会対象）」として、47都道府県と19政令指定都市の計66教育委員会に質問紙調査票を郵送し、平成24年1月1日現在の状況での回答を依頼した。調

査期間は、平成24(2012)年2月～3月末日であった。

### 3. 質問紙の構造

質問紙の内容は以下のとおりである。

I	訪問教育実施の有無
II	教育委員会が定める訪問教育の実施に関する規定等について
1	対象児童生徒について定めた規定等
2	対象児童生徒の入学や就学を決定する機関について定めた規定等
3	訪問学級の編制基準を定めた規定等
4	回数や時間を定めた規定等
5	個々の教員の訪問の日数や時間, 対象, 人数を定めた規定等
6	特別支援学校からの訪問の実施が困難な場合の方策
7	実施にあたっての配慮事項, 集団指導, スクーリング, 交流及び共同学習, 指導記録について定めた規定等

### 4. 調査結果

#### 1) 回答について

47都道府県と19政令指定都市の計66教育委員会に調査票を郵送し、64教育委員会より回答があった。回収率は97%であった。

#### 2) 調査結果

##### (1) 訪問教育実施の有無

64都道府県等教育委員会中、現在、管轄する特別支援学校で「訪問教育を実施している」教育委員会は57教育委員会(89.1%)であった。また、「実施していない」教育委員会は7教育委員会(10.9%)であった(表1)。そのうち、現在、47都道府県教育委員会の全てで、管轄する特別支援学校において訪問教育を実施していた(表2)。

一方、政令指定都市教育委員会では、現在、管轄する特別支援学校で訪問教育を実施しているのは10教育委員会(58.8%)だけであり、実施していないのは7教育委員会(41.2%)であった(表3)。

##### (2) 対象児童生徒について定めた規定等

対象児童生徒について定めた規定等の有無については、64教育委員会中、26教育委員会(40.6%)が「ある」と回答し、38教育委員会(59.4%)が「ない」と回答した(表4)。また、「ある」と回答した教育委員会のうち、高等部のみ「ある」と回答したところが1教育委員会あった。

「ある」と回答した教育委員会では、例えば、「〇〇県訪問教育実施要綱」や「〇〇県訪問教育実施要項」、「〇〇県訪問教育実施要領」を作成し、その中で対象児童生徒についての規定をしているところがほとんどであった。

対象児童生徒についての規定の例として、以下のような回答があった。

##### < A 県の例 >

- ・新入学児童生徒：校長は、市町村就学指導委員会及び県就学審議会等の就学指導の判断を尊重し、児童生徒の教育形態を定める。高等部については、高等部における訪問教育を志願するものについて選考を行い、決定する。
- ・在籍児童生徒：校長は在籍する児童・生徒が訪問

表1 各都道府県等教育委員会における訪問教育実施の有無 (N=64)

訪問教育実施の有無	教育委員会数
実施している	57 (89.1%)
実施していない	7 (10.9%)

表2 各都道府県教育委員会における訪問教育実施の有無 (N=47)

訪問教育実施の有無	教育委員会数
実施している	47 (100%)
実施していない	0 (0%)

表3 各政令指定都市教育委員会における訪問教育実施の有無 (N=17)

訪問教育実施の有無	教育委員会数
実施している	10 (58.8%)
実施していない	7 (41.2%)

教育から通学等による教育形態に、通学等から訪問教育に変更する必要があると認めた場合、県教育委員会の承認を得て定める。

< B県の例 >

- ・小学部又は中学部における訪問教育の対象となる児童又は生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - ①学校教育法第17条第1項に規定する学齢児童又は同法第17条第2項に規定する学齢生徒であること。
  - ②障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当する者のうち訪問教育を必要とするものであること。
- ・高等部における訪問教育の対象となる生徒は、特別支援学校の中学部又は中学校を平成9年度末以降に卒業した者で、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当する者のうち、校長が訪問教育を必要すると認め、入学を許可したものとする。

< C市の例 >

- ・知的発達の遅れが著しく、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等の障害のうち、二つ以上併せ有しているもので、通学が困難で、家庭等での教育を希望するもの。

表4 対象児童生徒について定めた規定等の有無 (N=64)

規定等の有無	教育委員会数
ある	26 (40.6%)
ない	38 (59.4%)

(3) 対象児童生徒の入学や就学を決定する機関について定めた規定等

対象児童生徒の入学や就学を決定する機関について定めた規定の有無については、64教育委員会中、12教育委員会(18.8%)が「ある」と回答し、52教育委員会(81.2%)が「ない」と回答した(表5)。

「ある」と回答した教育委員会からは、例えば、「〇〇県心身障害児適正就学指導委員会規則」、「〇〇県立特別支援学校学則の基準に関する規則」、「〇〇市特別支援教育総合センター条例」等の回答があった。

各都道府県等の規定等に規定された入学や就学を決定する機関の名称例として、以下のような回答があった。

< D県の場合 >

- ・〇〇県心身障害児適正就学指導委員会

< E県の場合 >

- ・当該学校長が決定

< F市の場合 >

- ・〇〇市特別支援学校総合センター

< G市の場合 >

- ・義務教育は、教育委員会
- ・高等部は、学校長

各都道府県等によって対象児童生徒の入学や就学を決定する機関は、「教育委員会」や「就学指導委員会」、「特別支援学校の学校長」等さまざまであり、義務教育(小学部、中学部)と高等部では決定機関が異なるところもあった。

表5 各都道府県等教育委員会における対象児童生徒の入学や就学を決定する機関について定めた規定等の有無 (N=64)

規定等の有無	教育委員会数
ある	12 (18.8%)
ない	52 (81.2%)

(4) 訪問学級の編制基準を定めた規定等

訪問学級の編制基準を定めた規定等の有無については、64教育委員会中、30教育委員会(46.9%)が「ある」と回答し、34教育委員会(53.1%)が「ない」と回答した(表6)。

「ある」と回答した教育委員会からは、「〇〇県立特別支援学校訪問教育実施要領」や「県立特別支援学校の学級編制基準」等の中で規定していると回答するところが多かった。また、「ない」と回答した教育委員会からは、都道府県等の独自の規定等はないが、「公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」によるという回答があった。

「ある」と回答した30教育委員会のうち、義務教育

の訪問学級の編制基準として、「児童生徒3人につき教員1名」が23教育委員会、「1学級につき児童生徒3人」が4教育委員会、「校長が別に定める」が1教育委員会、「無回答」が2教育委員会であった。

高等部の訪問学級の編制基準については、「生徒3人につき教員1名」が23教育委員会、「生徒3人につき教員2名」が2教育委員会、「1学級につき生徒3人」が4教育委員会、「校長が別に定める」が1教育委員会であった。高等部については、「生徒3人につき教員2名」という形で複数訪問指導を実施しているところもあった。

このように、高等部だけに訪問学級の編制基準があるところもあった。

表6 各都道府県等教育委員会における訪問学級の編制基準を定めた規定等の有無 (N=64)

規定等の有無	教育委員会数
ある	30 (46.9%)
ない	34 (53.1%)

### (5)回数や時間を定めた規定等

訪問教育の回数や時間を定めた規定等の有無については、64教育委員会中、26教育委員会(40.6%)が「ある」と回答し、38教育委員会(59.4%)が「ない」と回答した(表7)。

「ある」と回答した教育委員会からは、「〇〇県訪問教育実施要綱」や「〇〇県訪問教育実施要項」、「〇〇県訪問教育実施要領」等の中で規定していると回答するところが多かった。

具体的な規定内容については、以下のとおりである。

#### <H県の場合>

- ・家庭訪問教育  
義務教育, 高等部: 年間35週以上, 週あたり3回, 1回120分を基準とする。
- ・施設訪問教育  
義務教育, 高等部: 規定なし。
- ・病院訪問教育  
義務教育, 高等部: 年間35週以上にわたり計画し,

対象児童生徒の実態に応じ適切に計画する。

#### <I県の場合>

- ・家庭訪問教育  
義務教育, 高等部: 週3日, 1日2時間(120分)とする。
- ・施設訪問教育, 病院訪問教育  
義務教育, 高等部: 週4日, 1日4時間(240分)とする。

#### <J県の場合>

- ・家庭訪問教育, 施設訪問教育, 病院訪問教育  
義務教育: 年間35週, 週あたり2回, 1回2時間(120分)とする。  
高等部: 年間35週, 週あたり3回, 1回2単位時間とする。

#### <K県の場合>

- ・家庭訪問教育, 病院訪問教育  
義務教育: 対象児童生徒1人につき, 週3回, 6時間を標準とする。  
高等部: 対象児童生徒1人につき, 週4回, 8時間を標準とする。

全体の回答としては、訪問先や対象児童生徒の所属学部に関わらず、年間35週、週あたり3回、1回2時間と規定している回答が最も多かった。しかし、一方で、訪問先や対象児童生徒の所属学部によって、週あたりの指導回数や指導時間の違いを規定している場合もあった。

表7 各都道府県等教育委員会における回数や時間を定めた規定等の有無 (N=64)

規定等の有無	教育委員会数
ある	26 (40.6%)
ない	38 (59.4%)

### (6)個々の教員の訪問の日数や時間, 対象人数を定めた規定等

個々の教員の訪問の日数や時間, 対象人数を定めた規定等の有無については、64教育委員会中、6教育委員会(9.4%)が「ある」と回答し、58教育委員会(90.6%)が「ない」と回答した(表8)。これらの規定がある都道府県等は少なかった。

「ある」と回答した教育委員会からは、「〇〇県訪問教育実施細則」や「〇〇県立特別支援学校学則の基準に関する規則」、「〇〇県立特別支援学校訪問教育実施要綱」等で規定しているとの回答があげられた。

個々の教員の訪問の日数や時間、対象人数を定めた規定等の内容としては、以下のとおりである。

**<L県の場合>**

- ・1人の教員が担当する児童生徒は3人を標準とする。

**<M県の場合>**

- ・校長が別に定める。

**<N県の場合>**

- ・1対1の指導を原則とする。  
等があげられた。

担当人数や指導の原則等、各都道府県等で多様な規定がなされていた。

表8 各都道府県等教育委員会における個々の教員の訪問の日数や時間、対象人数を定めた規定等の有無 (N=64)

規定等の有無	教育委員会数
ある	6 (9.4%)
ない	58 (90.6%)

**(7) 特別支援学校からの訪問の実施が困難な場合の方策**

特別支援学校からの訪問の実施が困難な場合の方策については、以下のような回答があった。

**<O県の場合>**

- ・「訪問教育に係る非常勤講師取扱要綱の制定について」より、訪問教育講師で対応している。また、訪問教育講師は、居所から訪問教育の指導に出向くことや、講師1名が担当する児童生徒数は1名であること、週3回を原則に1日2時間程度、月1回程度の所属校で打ち合わせを行うこと等が規定されている。

**<P県の場合>**

- ・実施校に対して地域割りをして、できるだけ近い学校で対応している。

**<Q県の場合>**

- ・島に特別支援学校の分室を設置し、訪問している。

**<R県の場合>**

- ・主管校以外で遠隔地や離島にある県立学校に訪問教育担当教員を駐在させ、そこから派遣する形をとっている。

**<S県の場合>**

- ・山間部等の僻地においては、日数等の調整をしながら、可能な限り実施している。

多くの都道府県等で該当する事例はないとしているが、遠隔地や離島等がある都道府県では、様々な工夫をして対応していることがわかる。

**(8) 実施にあたっての配慮事項、集団指導、スクーリング、交流及び共同学習、指導記録について定めた規定等**

回答としてあげられた、実施にあたっての配慮事項、集団指導、スクーリング、交流及び共同学習、指導記録について定めた規定等の名称と具体的な内容については、以下のとおりである。

**<T県の場合>**

- ・規定等の名称：「〇〇県立特別支援学校の訪問教育にかかる集団指導実施要領」
- ・対象となる児童生徒：集団参加が可能な者
- ・指導形態：訪問児童生徒のみの集団又は在籍学校児童生徒との交流及び共同学習
- ・スクーリング：在宅訪問の場合月1回、施設訪問の場合必要に応じて在籍学校の特別活動等に参加する。

**<U県の場合>**

- ・規定等の名称：「県立特別支援学校の『訪問教育』について」、「県立養護学校の『訪問教育』実施上の留意事項について」、「県立養護学校高等部訪問教育モデル事業実施要綱」
- ・登校学習：心身の状態を十分に把握し、可能な者について、保護者の同意を得る。教育上効果的な方法を工夫する。
- ・高等部においては、週3回の指導のうち、1回程度は地域社会への交流、運動動作の機能向上を図るため、複数指導を行う。

**<V県の場合>**

- ・規定等の名称:「在宅訪問教育対象児のスクーリング実施要項」
- ・手続き:子どもに健康診断を受けさせ、保護者が校長に参加の申し出を行った後、校長が許可する。
- ・対象行事及び回数等:校内で行われる学校行事、月1, 2回(年間上限10回)とする。

### ＜W県の場合＞

- ・規定等の名称:「〇〇市立特別支援学校の訪問教育の運営について」
- ・内容:専任の教員(学級担任)があたることを原則とするが、対象児童生徒の状態を十分に考慮のうえ、他の教員の協力を得るなど校内で弾力的な対応を図る。
- ・諸表簿:各校で公簿として定められているもののほか、訪問学級に於いては、補助簿として次のものを備え、その活用を図ること。訪問学級児童・生徒名簿、訪問教育 月別目標、訪問教育 月別状況報告、訪問教育 週指導案、訪問教育 指導記録等

## Ⅲ. 総合考察

現在、全都道府県教育委員会において管轄する特別支援学校からの訪問教育が実施されているが、政令指定都市教育委員会が管轄する特別支援学校からの訪問教育の実施は約6割程度であった。都道府県教育委員会が管轄する特別支援学校と政令指定都市教育委員会が管轄する特別支援学校の数が違うので単純には比較できないが、体制の問題等があるのかもしれない。

対象児童生徒について定めた規定等の有無については、約6割の教育委員会が「規定等はない」と回答している。また、対象児童生徒の入学や就学を決定する機関について定めた規定等の有無についても、約8割の教育委員会が「規定等がない」と回答している。規定等のない中で、どのような基準と方法で訪問教育対象児童生徒の入学や就学を決めているのか、今後さらに詳細に調査する必要があるだろう。

訪問学級の編制基準を定めた規定等については、規定が「ある」と回答したところと「ない」と回答したところが約半々であった。「ある」と回答したと

ころでも、高等部だけに訪問学級の編制基準があるところや、同じ県の中でも、義務教育と高等部では訪問教育の教員配置が異なるところもあった。地域によって、様々な訪問学級の編制基準があることがわかる。

回数や時間を定めた規定等については、年間35週、週あたり3回、1回2時間の指導を規定している回答が最も多かった。しかし、地域によっては、訪問先や対象児童生徒の所属学部による、週あたりの指導回数や指導時間の違いを規定している場合もあり、様々な規定があることがわかる。今後、学習指導要領で規定されている「重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。」(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第5の5、特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第6款の4)との整合性についても検討する必要があるだろう。

個々の教員の訪問の日数や時間、対象人数を定めた規定等については、規定等がある都道府県等は少なかったが、担当人数や指導の原則等、各都道府県等で多様な規定がなされていた。

特別支援学校からの訪問の実施が困難な場合の方策については、多くの都道府県等で該当する事例はないとしているが、遠隔地や離島等がある都道府県では、様々な工夫をして対応していた。あらためて日本のどこにいても、障害等のある児童生徒が平等に教育を受けることができるような工夫がなされていることがわかる。また、訪問教育は、そのような場所に在住している障害等のある児童生徒の教育の一翼を担っていることが示唆される。

訪問教育の実施にあたっての配慮事項、集団指導、スクーリング、交流及び共同学習、指導記録について定めた規定等の名称と具体的な内容については、各都道府県によって様々な規定がなされていた。特にスクーリングについては、その目的、意義等を含め、今後さらに検討する必要があるだろう。

以上、各都道府県等における様々な訪問教育に関連する規定等の存在が明らかになり、それぞれの地

域の実情に応じた対応策が考え、工夫されている様子がうかがえた。一方で、訪問教育の概念や対象となる児童生徒、訪問教育の意義や役割等について、あいまいな部分や未だ整理されていない部分もあるなどの課題点があると考え。例えば、地域によって、対象となる児童生徒や入学や就学を決定する機関、実際の授業に関する指導回数や指導時間、スクーリングのあり方等に違いがみられた。

今後、障害等のある児童生徒の多様な学びの場の一つとして重要な役割を果たすと考えられる訪問教育について、さらに詳細に訪問教育の意義や役割、活用の在り方を検討する必要があるだろう。

### 引用文献

[文部科学省 \(2009\)](#). 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 (p.49).

[文部科学省 \(2009\)](#). 特別支援学校高等部学習指導要領 (p.112).

### 参考文献

[国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部 \(1997\)](#). 訪問教育の実際に関する調査：調査普及事業報告書.

[国立特別支援教育総合研究所 \(2004\)](#). 「訪問教育の実際に関する実態調査」報告書：国内調査研究（平成14年度・平成15年度）.

[Hirofumi Osaki \(2005\)](#). Home/Hospital-Bound Education in Japan - From a Survey on Home/Hospital-Bound Education. *Journal of Special Education in the Asia Pacific (JSEAP)*, 27-32.

[文部省特殊教育課 \(1978\)](#). 訪問教育の概要（試案）. 季刊特殊教育, 21, 42-45.

[文部省 \(1988\)](#). 訪問教育の指導の実際. 慶應通信.

### 謝辞

本調査の企画、実施、分析にあたり、猪狩恵美子先生（福岡教育大学）、川住隆一先生（東北大学）に助言を賜りました。また、国立特別支援教育総合研究所の前重複班長西牧謙吾先生、西尾典眞理事には、本調査の実施に向けての様々な側面からの支援と助言を賜りました。記して感謝申し上げます。